

飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第2の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等のうち本要領第2の1の（3）に係るものは、次のとおりとする。

第1 事業の内容

第2の事業実施主体が、安定的な国産飼料の生産・供給のために、飼料生産組織が畜産農家等と5年以上の長期契約を結び、飼料の生産・販売、作業受託、稲わらの収集(以下「飼料生産等」という。)の規模を拡大する取組への支援及び当該取組の確認や必要となる推進活動等に係る取組に要する経費に対し支援する。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表の1の（3）の事業実施主体の欄に掲げるとおりとする。

第3 事業の要件

本事業の取組について、事業の要件は、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、次に掲げる取組を実施するものとする。
 - (1) 飼料生産組織が飼料生産等について、畜産農家等と5年以上の長期の供給契約又は作業受託契約を結び、飼料生産等の規模拡大を行う取組に対する助成
 - (2) (1)の取組の参加申込者(以下「事業参加申込者」という。)への申請手続支援
 - (3) 事業実施主体が必要と判断する場合に事業参加申込者に対して行う現地確認、取組確認等
 - (4) その他(1)から(3)までの取組の推進に必要となるもの
- 2 事業実施主体は、1(1)の助成を行うに当たっては、事業参加申込者である飼料生産組織(交付等要綱別表の1の(2)の事業実施主体欄に掲げる要件に該当し、土壤分析・飼料分析の実施を含む事業参加上の確認事項に同意するものに限る。)に対し、別紙1－3別表の補助率の欄に掲げる面積に応じて助成すること。
- 3 事業実施主体は、1(1)の助成を行うに当たっては、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領(令和7年2月21日付け6畜産第3071号農林水産省畜産局長通知)別紙1の第1の(2)安定的な国産飼料の供給支援(以下「既面払い事業」という。)における事業参加申込者(以下、「既面払い採択者」という。)が行う2年目の取組についても助成の対象とするものとする。ただし、事業採択の際は1年目の取組を優先採択するものとする。
- 4 事業実施年度の飼料作物収穫延べ面積が、事業実施年度(既面払い採択者においては既面払い事業の実施年度)の前年度に比べ10%以上拡大していること。ただし、別紙1－1又は別紙1－2の取組を行う事業実施主体が、本事業の取組を行う場合に

は、当該別紙の第3の2の（1）に掲げる要件又は本項に定める収穫延べ面積の拡大要件のいずれかを満たすこと。

なお、新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合については、自ら収穫調製作業から販売まで行った飼料の売上、収集作業から販売まで行った稲わらの売上及び飼料生産収穫や稲わら収集に係る作業受託の売上の合計売上高が事業実施年度に事業参加申込者の農業（畜産を含む。）又はその関連事業の売上高の5%以上を占め、かつ、稲わらの収集を除き、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上取り組むこととし、稲わらの収集を新規に行う場合は、40ha以上取り組むことを要件とする。ただし、別紙1-1又は別紙1-2の事業における事業実施主体が、事業参加者として2に定める取組を行う場合には、当該別紙の第3の2の（2）に掲げる要件又は本項に定める収穫延べ面積の拡大要件のいずれかを満たすこと。

また、交付対象となる飼料作物収穫延べ面積は、農地基本台帳、水稻生産実施計画書兼営農計画書（田の場合）、その他事業実施主体が適当と認める資料により、事業実施年度に飼料作物の作付けや稲わらの収集を行ったことが確認できる面積であり、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあっては、1作目の飼料作付面積に、2作目の飼料作付面積を加えた面積とする。

第4 事業実施の手続

- 1 事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙1-3様式第1号）等の必要な書類について、交付等要綱第7第1項に規定する交付申請書とともに提出するものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類については、変更がない場合は省略することができるものとする。
- 3 事業実施主体は交付等要綱別表の1の（3）の重要な変更の欄に掲げる変更を行う場合、畜産局長と、変更する事業実施計画書（変更前を括弧書きで上段に記載して、その下段に変更後の内容を記載したもの。）を調整の上、交付等要綱第13第1項に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとする。
- 4 この他、取組に係る手続きについては次のとおりとする。
 - （1）事業参加申込者は、事業実施主体が定める事業参加申込書（別紙1-3参考様式第1号の内容を満たすものとする。）を事業実施主体に提出する。
 - （2）事業実施主体は、交付等要綱第7第1項の交付申請にあたり、別紙1-3別添1の実施手順に基づき取組確認等を行った後交付申請を行うこととする。

第5 事業の着手

本要領第4の1のただし書により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合において、あらかじめ畜産局長の適正な指導を受けた上で、本要領第4の2に基づき、交付決定前着手届を提出するものとする。

第6 助成の対象及び事業の実施基準

- 1 本要領第7の事業ごとの助成対象となる経費について、助成の対象となる経費は、別紙1－3別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 3 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 事業参加申込者は、5年間（既面払い採択者における2年目の取組分については、既面払い事業に採択された年度から5年間）の飼料の長期供給又は飼料生産等の作業の受託に取り組むとともに、本事業により規模拡大した飼料作物作付地について、本事業の実施後も適切な管理・利用に努めるものとする。
- 5 事業参加申込者は、契約相手先の畜産農家等の離農等により、申請した取組の履行ができなくなった場合は、代替となる供給先又は飼料生産等の作業受託先を確保するよう努めるとともに、事業実施主体に速やかに報告を行う。報告を受けた事業実施主体は、事業参加申込者に改善を促すとともに、速やかに畜産局長まで報告をするものとする。

第7 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の達成状況について、事業の完了年度の翌年度の7月末日までに、実施要領別記様式第3号に別紙1－3様式第3号を添付し、畜産局長に報告するものとする。なお、交付等要綱第18第1項の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。
- 2 事業実施主体は、必要に応じて、事業参加申込者や第8に定める委託先に対して改善指導等を行うものとする。

第8 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じて本事業の一部を適当と認める者に委託することができる。この場合において、事業実施主体は、別紙1－3様式第2号により畜産局長の承認を受けるものとする。

第9 他の施策との関連等

- 1 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

事業実施飼料生産組織は、「「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について」（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）により定められた自然災害等のリスクに基づく確認又は同通知により定められた農業版BCP（事業継続計画書）の様式に基づく計画書の策定に努めるものとする。

- 2 労働環境改善の取組

事業実施飼料生産組織は、原則として雇用者を雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。また、法人の場合は、原則として厚生年金保険及び健康

保険に加入させること。

3 飼料生産組織の実態把握への協力

事業実施飼料生産組織は、農林水産省が都道府県の協力を得て実施する飼料生産組織に対するアンケート等の実態把握に協力すること。

第 10 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙1－3別表

取組内容	助成の対象	補助率
1 畜産農家等に対し5年以上の長期契約に基づく供給を行う取組	事業実施年度の前年度(既面払い採択者における2年目の取組分については、既面払い事業に採択された年度の前年度)から飼料の生産・販売、作業受託、稲わらの収集について規模拡大を行った面積。(別紙1－3の第3の要件を満たしたものに限る。)	定額 (拡大面積10a当たりの補助額は、1年目12千円、2年目5千円を限度とする。)
2 安定的な国产飼料の供給支援の実施のために必要となる推進活動、取組確認等に係る取組	本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費	定額

別紙1－3 様式第1号（第4の2関係）

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（飼料生産組織の運営強化支援のうち
飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援）実施計画書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 総括表

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

注1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を3に記載すること。

2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、主な取組内容及び備考欄は別葉とすることができます。

3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

3 委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額
		千円

4 地区の概要

No.	都道 府県	地区数	拡大 面積 (a)	事業費 (円)	負担区分		備考
					補助金 (円)	その他 (円)	
合計							

5 事業推進の取組の概要

取組内容	事業費	補助金	備考

注：別途、経費の根拠となる積算等の資料を示すこと。

6 「環境負荷低減のチェックシート」の実施

事業参加者から「環境負荷低減のチェックシート」を収集し、その内容を確認する。

7 その他の留意事項



別紙1－3様式第2号（第8関係）

番 号
年 月 日

畜産局長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

○年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援）の事業委託協議書の承認申請について

○年度において、飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援を実施したいので、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領別紙1－3の第8に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

注：別添を添付すること。

事業委託協議書

団体名称		
住 所	〒 TEL () - FAX () -	
申 請 者 (代表者名)		
団体設立年月日		
委 託 費	円	
委託内容		
委託理由		

注1：事業委託要領案等委託内容の分かるものを添付すること。

注2：委託業務を適正に行うことができる体制を有していること、経費の根拠となる積算等を示す資料を添付すること。

別紙1－3 様式第3号（第7の1関係）

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（飼料生産組織の運営強化支援のうち
飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援）達成状況報告書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 総括表

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

注1) 他の機関に対して委託をした場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を3に記載すること。

2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、主な取組内容及び備考欄は別葉とすることができます。

3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

3 委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額
		千円

4 地区の概要

No.	都道府県	地区数	拡大面積 (a)	事業費 (円)	負担区分		備考
					補助金 (円)	その他 (円)	
合計							

注：各地区ごとに取組確認等が実施されたことを確認すること。確認できなかった場合は備考に記載すること。

5 事業推進の取組の概要

取組内容	事業費	補助金	備考

注：別途、経費の根拠となる積算等の資料を示すこと。

飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援に係る取組確認等の実施手順

第1 事業参加申込者（取組実施後には取組参加者とする。以下同じ。）は、取組確認等に当たり、別紙1－3の第3に定める要件に係る資料等を事業実施主体又は同者から取組確認を委託されている事業者（以下、「取組確認等実施者」と言う。）に提供するものとする。

第2 取組確認等実施者は、以下に従い、事業参加申込者が別紙1－3の第3に定める要件を満たしているか確認するものとする。その際、別紙1－3参考様式第1号、参考様式第2号及び参考様式第3号を、実施内容にあわせて適宜変更の上、活用することができる。

1 飼料生産組織の要件確認

- （1）事業参加申込者の提出書類により、長期契約の有無、拡大面積の増加割合、作業実績、土壤分析及び飼料分析の実施を確認し、別紙1－3の第3の要件を満たしていることを確認するものとする。
- （2）取組確認等実施者は、参加申込書に記載されている飼料作物作付地について飼料作物が作付けされていることを確認するものとする。なお、確認にあたっては事業参加申込者の事情等を踏まえつつ、適当な手段を講じること。

2 申請書類等の保存状況の確認

- （1）取組確認等実施者は、事業参加申込者が本事業の申請書類、別紙1－3の第3の要件を満たしていることが確認できる証拠書類（農地に関する確認書類、収穫作業を行った飼料を長期契約先の畜産農家等が受け取った証拠書類）等を保存することを確認するものとする。
- （2）事業実施主体が必要と認める場合は、（1）で事業参加申込者が保存している証拠書類等の提出を求めることができる。この提出依頼に対し、特段の事情（災害等）がある場合を除き、原則3週間以上対応しない場合には、事業実施主体は補助金を交付しないことができる。

3 現地確認

事業実施主体が必要と認める場合は、事業参加申込者の事業所、飼料作物作付地等の現地確認するものとする。この現地確認に事業参加申込者が協力を行わない場合は、原則として、事業実施主体は補助金を交付しないことができる。

別紙1－3参考様式第1号（第4の4の（1）関係）

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（飼料生産組織の運営強化支援のうち
飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援）事業参加申込書

1 事業参加申込者の名称

飼料生産組織名	
代表者氏名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

※連絡先電話番号は日中に連絡が取れるものを記載してください。

2 取組前よりも拡大する飼料生産等・作業受託予定面積

（1年目）

a

（2年目）

a

※2年目の拡大予定面積は、取組前に取り組んでいた面積から2年目の減少面積を除すること。

（取組前）

a

※新規の取組（取組前が0a）の申込者は、飼料の生産・販売、作業受託の合計売上高が農業（畜産を含む。）又はその関連事業の売上高の5%以上を占めているか確認し、チェックすること。

該当する。

3 取組1年目の飼料生産等・作業受託計画

	所在地（番地）	契約相手農家	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物名	2作目 飼料作物名	確認書類等の名称
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
計							
総 計							

※10アール未満を切り捨てとする。

※「契約相手農家」は、飼料生産等作業受託の場合は委託した農家又は畜産農家を記載し、飼料を生産・販売した場合は、販売先の畜産農家を記載すること。

※「確認書類等の名称」は、農地基本台帳、水稻生産実施計画書兼営農計画書、その他事業実施主体が適当と認める資料の具体的な名称を記載。当該確認書類等は、事業参加申込者自らが、事業翌年度から5年間保管するとともに、取組確認等実施者からの求めに応じて、提供できるようにしておくこと。

※飼料生産等・作業受託面積が増加する契約相手農家等との5年以上飼料を供給又は作業受託する契約書の写しを添付すること。

4 取組2年目の飼料生産等・作業受託計画

	所在地（番地）	契約相手農家	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物名	2作目 飼料作物名	確認書類等の名称
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
計							
総 計							

※10アール未満を切り捨てとするなど、3と同様に記載すること。

5 事業実施年度の前年度(取組前)の飼料生産等・作業受託実績

	所在地（番地）	契約相手農家	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物名	2作目 飼料作物名	確認書類等の名称
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
計							
総 計							

うち取組2年目の減少面積

※10アール未満を切り捨てとする。

※既面払い採択者においては、既面払い事業の実施年度の前年度の実績を記載すること。

※「契約相手農家」は、飼料生産等作業受託の場合は委託した農家又は畜産農家を記載し、飼料を生産等・販売した場合は、販売先の畜産農家を記載すること。

※確認書類等の名称は、農地基本台帳、水稻生産実施計画書兼営農計画書、事業実施主体が適当と認める資料の具体的な名称を記載。当該確認書類等は、事業参加申込者自らが、事業翌年度から5年間保管するとともに、取組確認等実施者からの求めに応じて、提供できるようにしておくこと。

6 以下について、確認しチェックを行うこと。

(1) 文書の保管について 上記の飼料生産等・作業受託予定面積について、内容を確認できる確認書類を申込者の責任で自己保管すること。	<input type="checkbox"/>
(2) 配合飼料価格安定制度への継続加入 該当するものにチェックすること。 <input type="checkbox"/> 継続する <input type="checkbox"/> 継続しない <input type="checkbox"/> 該当しない（畜産農家ではない等）	<input type="checkbox"/>
(3) 「環境負荷低減のチェックシート」の実施 ^{*1} 「環境負荷低減のチェックシート」に基づく生産活動を実施していること。 ※1 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業補助金交付等要綱（令和7年2月21日付け6畜産第3070号農林水産事務次官依命通知）に定めるチェックシート	<input type="checkbox"/>
(4) 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版B C P 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認又は農業版B C P（事業継続計画）の策定を行っている場合はチェックすること。	<input type="checkbox"/>
(5) 労働環境改善への取組 適用基準を満たす者にあっては、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させていること。（法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。）	<input type="checkbox"/>
(6) 土壌分析・飼料分析の実施 ・拡大する飼料作物作付地の土壌分析を実施し、結果を提出すること。 ・生産する飼料について分析を実施し、結果を提出すること。	<input type="checkbox"/>
(7) 飼料を契約先へ渡した証拠書類の保管 申込者が自己の責任で、契約相手先畜産農家等が飼料を受領したことがわかる書類を事業実施翌年度から5年間保管する場合はチェックする。 ※別添の「事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書」を添付すること。	<input type="checkbox"/>

事業参加に係る確認及び 個人情報の取扱いに関する同意書

1 事業参加に係る確認事項

1. 事業参加者は、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領（●畜産第●●号令和7年●月●日農林水産省畜産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙1－3の飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援の事業細目及び具体的な手続等について（以下「事業細目等」という。）をよく読むなど、事業の趣旨や内容をよく理解し、自ら作成した実施計画に基づき取組を実施すること。
2. 事業参加者は、事業参加申込書等の内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
3. 事業参加者は、事業参加申込を行った事業実施主体等による参加申込内容の確認及び取組確認等に協力すること。（事業実施主体等からの問合せ等について、特段の事情（災害等）がある場合を除き、原則3週間以上対応がなかった場合は、事業への参加を取りやめたものとみなされることがあります。）
4. 事業参加者は、申請の基礎となった証拠書類又は証拠物を事業翌年度から5年間保管するとともに、農林水産本省、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び取組確認等を実施する事業者からの求めに応じて提供すること。
5. 本事業に係る交付金の交付を受けた後に実施される確認の対象となった事業者は、取組確認等の実施に協力すること。（事業実施主体等からの問合せ等について、特段の事情（災害等）がある場合を除き、原則3週間以上対応がなかった場合は、事業への参加を取りやめたものとみなされることがあります。）
6. 飼料作物作付面積の取組確認等の本事業の実施に関し協力すること。
7. 本事業に係る交付金の交付を受けた後に交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合、取組確認や現地確認を拒否した場合、その他の実施要領に違反した場合には、交付金を返還すること。虚偽の申請や実施要領に違反した場合は、その後の本事業への申請を行わないこと。

2 個人情報の取扱いに関する同意事項

1. 個人情報の利用

農林水産省本省及び地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び本事業実施者は、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業の交付金を交付するために、事業参加申込者から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る交付金の交付事務のために利用します。

2. 個人情報の第三者提供

- (1) 農林水産省本省及び地方農政局及び事業実施者は、事業参加申込内容を確認する他、飼料生産組織の実態把握のため、事業参加者の関係する地方自治体等に、必要最小限の参加申込内容を提供します。
- (2) 農林水産省本省及び地方農政局は、優先採択を希望する事業参加者が条件を満たすかどうか、本事業実施者の求めに応じて情報提供を行います。
- (3) 農林水産本省及び地方農政局及び事業実施者は、本事業の交付金交付後の取組確認等を実施するため、事業参加者から提供された参加申込内容及び交付申請内容を、取組確認や現地確認等を実施する事業者に提供します。

私は、1の事項について確認し、2の事項について同意します。

年　　月　　日
(本人署名)

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（飼料生産組織の運営強化支援のうち
飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援）事業結果報告書

1 事業参加者の名称

飼料生産組織名	
代表者氏名	

2 取組前よりも拡大した飼料生産等・作業受託面積（実績）

（1年目）

a

（2年目）

a

※2年目の拡大予定面積は、取組前に取り組んでいた面積から2年目の減少面積を除すること。

（取組前）

a

3 飼料生産等・作業受託の拡大実績（2の内訳）

	所在地（番地）	契約相手 畜産農家	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物名	2作目 飼料作物名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
計						
総 計						
うち取組2年目の減少面積						

※10アール未満を切り捨てとする。

※上記の行ごとの作付けがされていることが確認できる資料を添付すること。それが難しい場合等、取組確認実施者が必要と判断した場合は、取組確認等実施者の現地確認を受けること。

※拡大した飼料作物作付地の土壤分析の結果がわかる書類、飼料分析の結果がわかる書類を添付すること。

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（飼料生産組織の運営強化支援のうち
飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援）達成状況報告書

1 地区の概要

(1) 農業者団体等の概要

地区名			
農業者団体等名称			
住所	〒 TEL () - FAX () -		
申請者 (代表者名)			
事業参加者数	組織	総拡大面積	a
拡大面積に対する 補助金	1年目：1万2千円/10a×拡大面積(a)÷10=_____円 2年目：5千円/10a×拡大面積(a)÷10=_____円		合計 円

2 事業参加者の概要（事業実施年度に前年度よりも拡大した飼料生産等面積の内訳）

	飼料生産組織名	所在地（番地）	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物名	2作目 飼料作物名	作付 確認	飼料 受領	分析 実施
1									
2									
3									
4									
5									
6									
計									
総 計									
うち取組2年目の減少面積									

※飼料生産組織ごとに記入すること。

※10アール未満を切り捨てとする。

※既面払い採択者については、既面払い事業の実施年度の前年度から拡大した面積を記載すること。

※事業参加者の提出資料による確認又は農業者団体等で現地確認した場合には、作付確認の欄に○をすること。

※事業参加者が、契約相手畜産農家が飼料を受領したことがわかる書類を保管した場合には、飼料受領の欄に○をすること。

※事業参加者が、土壤分析及び飼料分析の結果がわかる書類を提出した場合には、分析実施の欄に○をすること。